

東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別 表					別 表						
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)					(略)						
大学院総合文化研究科		(略)			大学院総合文化研究科		(略)			(略)	
広域科学専攻情報システム学講座総合情報学分野		准教授 講 師	3年。ただし、令和3年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号	(削除)					
(略)					(略)						
広域科学専攻環境応答論講座植物分子生物学分野		助 教	5年	再任不可。	法第4条第1項第1号	広域科学専攻環境応答論講座植物分子生物学分野		助 教	5年	再任不可。	法第4条第1項第1号
						広域科学専攻環境応答論講座植物遺伝学分野		助 教	5年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	法第4条第1項第2号
(略)					(略)						
広域科学専攻物質設計学講座高強度光科学分野		助 教	5年。ただし、令和7年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第2号	広域科学専攻物質設計学講座高強度光科学分野		助 教	5年。ただし、令和7年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第2号
						広域科学専攻物質設計学講座物性物理学分野		助 教	4年。ただし、令和7年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第2号
(略)					(略)						
広域科学専攻認知行動科学講座認知行動科学分野		助 教	3年。ただし、令和3年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和3年3月31日を超えることができない。	法第4条第1項第1号	(削除)					
						広域科学専攻認知行動科学講座認知行動科学分野II		助 教	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	法第4条第1項第2号
(略)					(略)						
(略)					(略)						

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。